

平成23年度実績報告書

岡崎市の環境

～自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる～

環境共生都市をめざして



平成24年12月発行

岡 崎 市

はじめに

岡崎市では、「岡崎市環境基本条例」第10条に基づき、平成11年3月に「岡崎市環境基本計画」を策定し、平成21年3月に改訂しました。また、同12条において、「環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。」としています。

「岡崎市の環境」はこの規定に基づき作成・公表するもので、平成23年度における環境の状況、施策の実施状況などについてまとめたものです。

～岡崎市環境基本条例（平成17年12月21日条例第139号）抜粋～

●基本理念（条例第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人の生活が大気、水、土壤その他の環境の構成要素の恩恵の上に成り立っていることかんがみ、その適正な保全を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がその役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

●基本方針（条例第9条）

- 1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害等を防止し、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- 2 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源の保全をするとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- 3 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、安全で安心できる住環境の向上、歴史的文化遺産の保全等が図られること。
- 4 廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負担の少ないエネルギーの有効利用が推進されること。

<目次>

環境施策及び環境活動の状況

1	岡崎市環境基本計画 (H21.3 策定) の施策の体系	1
2	23年度の環境施策及び環境活動の状況一覧表	2
3	23年度の施策・活動の事例	
(1)	本市のごみ事情	10
(2)	水環境・生活環境の状況	
ア	大気汚染の現状	11
イ	ダイオキシン類調査結果	11
ウ	自動車騒音の現状	11
エ	河川の水質の現状	12
(3)	環境関連施設の状況	13
(4)	おかざき水とみどりの森の駅事業	15
(5)	環境教育・環境学習	16
(6)	岡崎市環境基本計画市民協働プロジェクト推進状況	17
<参考>		
	岡崎市ホタル学校	20
4	環境便利帳	22